

分野別の知的財産戦略の策定に関する意見募集の結果について

1．実施期間

2007年7月20日（金）～8月10日（金）

2．実施方法

首相官邸ホームページへの掲載によって周知を図り、分野別の知的財産戦略の策定に関する検討課題について、電子メール、FAX及び郵送により意見を募集しました。

3．提出された意見

合計13件（うち団体5件、個人8件）。別添のとおりご意見を整理しております。

4．意見の概要

Ⅰ．分野別

1．ライフサイエンス分野

○医療技術関連方法発明の保護

- ・ 複数の医薬の組合せや投与間隔・投与量に特徴がある「医薬の製造・販売のために新しい効能・効果を発現させる方法の発明」を特許保護すべき。
- ・ 先端医療技術（遺伝子治療・再生医療法等）について、医師の医療行為の免責を前提として、特許保護すべき。

○リサーチツール特許等

- ・ リサーチツール特許の使用に関する円滑化の実効性を確保すべき。
- ・ 「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」を法制化すべき。

○基本特許の保護・活用の在り方

- ・ 国際的な権利化を含む基本特許の保護や活用のあり方について検討すべき。
- ・ 基本特許の活用促進のためのライセンスシステムの構築が必要。また、ライフサイエンス分野における最初の基本的発見・パイオニア発明については、サポート要件を緩和して広い権利を付与すべき。

○国際的ハーモナイゼーションの推進

- ・ 審査の国際的ハーモナイゼーションを推進すべき。日米欧三極特許庁統一ガイドラインを日本主導で早急に作成すべき。

- 特許権の存続期間延長制度の在り方
 - ・ 医薬品の特許期間延長制度について、欧米のように、一製品について最初の製造販売承認に限り、一件の特許を対象として特許期間を延長することとし、後発医薬品の市場参入の機会を増やすべき。
- 食品等の新規用途発明に関する特許保護
 - ・ 公知食品等の新規用途発明に関する特許保護について、審査基準の見直しを含めた議論をすべき。

2. 情報通信分野

- 権利保護の在り方
 - ・ デジタル化、ネットワーク化時代における著作権保護の実効性を確保すべき。
 - ・ ソフトウェア特許について制度・運用の国際的ハーモナイゼーションをすべき。
- ライセンス活動など権利活用の在り方
 - ・ パテントロールについての対策を検討すべき。
 - ・ 差し止めはせずに妥当な実施料にて実施許諾の準備がある権利を一覧にして公表するなど、パテントプールを作り易くする手だてについて検討すべき。
- 国際標準化との関連
 - ・ 国際標準化を考慮した知的財産戦略の策定（研究開発の早い段階から、知的財産をいかに国際標準に結びつけるかといった視点に立った政策展開）をすべき。

3. 環境分野

- ・ わが国の先進的環境技術の国際標準化に取り組むべき。
- ・ 海外における知的財産権の適切な保護など海外展開のための環境整備をすべき。

4. ナノテクノロジー・材料分野

- ・ 独立行政法人等の成果の扱いを含む特許とノウハウの切り分け、大学や独立行政法人の特許権の利用促進、関連技術の国際標準化などに取り組むべき。

その他

- ・ 重点推進4分野でのPCTルートの出願については、日米欧3極で特許になったものは互いに承認する「国際認証」の仕組みの導入を検討すべき。
- ・ 明細書の信頼性（技術情報の開示の正確性）を高めるための策を講ずべき。

以 上